

平成27年4月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ㄨ)第5601号国会記者会館屋上取材拒否損害賠償請求控訴事件 (原審
・東京地方裁判所平成24年(ㄨ)第27006号)

口頭弁論終結日 平成27年2月10日

判 決

東京都千代田区猿楽町2丁目2番3号NSビル202号室

控 訴 人	特 定 非 営 利 活 動 法 人
	O u r P l a n e t - T V
同 代 表 者 理 事	白 石 草
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	小 島 延 夫
同	河 崎 健 一 郎
同	福 田 健 治
同	井 桁 大 介
同	小 松 圭 介
同	倉 地 智 広
同	山 下 瑞 木

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人	国
同 代 表 者 法 務 大 臣	上 川 陽 子
同 指 定 代 理 人	山 田 一 哉
同	吉 田 一 作
同	奈 良 誠 悦
同	内 藤 義 人
同	行 川 雄 一 郎

東京都千代田区永田町1丁目6番2号

被 控 訴 人	国 会 記 者 会
---------	-----------

同代表者常任幹事	鈴木博之
同	末次省三
同	池内新太郎
同	日野桂文
同訴訟代理人弁護士	野本俊輔
同	吉葉一浩
同	三神光滋
同	中谷仁亮

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人国は、控訴人に対し、被控訴人国会記者会と連帯して120万円及びこれに対する平成24年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人国会記者会は、控訴人に対し、220万円及びこれに対する平成24年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、120万円及びこれに対する平成24年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被控訴人国と連帯して）を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、報道機関である控訴人は、取材の自由の一環として、被控訴人国が所有し、被控訴人国会記者会（以下「被控訴人記者会」という。）が占有使用している国会記者会館（被控訴人国の使用する名称は「国会記者事務所」。以下「本件建物」という。）への立入請求権を有するにもかかわらず、

①本件建物の管理権限を有する衆議院事務局庶務部長（以下「衆議院庶務部長」という。）が控訴人の本件建物の屋上（以下「本件屋上」という。）の使用許可申請に対し不許可処分をしたことが、国家賠償法上違法であるなどとして、被控訴人国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害金120万円（報道機会喪失に係る損害100万円、弁護士費用20万円）及びこれに対する最終の不許可処分の日である平成24年9月3日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、②被控訴人記者会が、控訴人に対し本件屋上の使用を拒絶するとともに、衆議院庶務部長に対し控訴人による本件屋上の使用につき不相当との意見を述べたことが、不法行為を構成するなどとして、被控訴人記者会に対し、民法709条に基づき、損害金220万円（報道機会喪失に係る損害200万円、弁護士費用20万円。うち120万円の限度で被控訴人国と連帯）及びこれに対する前同様の遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴した。

2 本件の前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3のとおり当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2に記載されたとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決11頁21行目から22行目にかけての「回答をした」を「回答をした（以下「本件協力拒否」という。）」に改める。なお、以下における略称は、原判決の例による。

3 当審における当事者の主張

(1) 控訴人の主張

ア 被控訴人記者会の加盟メディアは、50年間にわたり、何の許諾を得ることもなく、身元や入退出の確認を受けることもなく、自由に本件屋上に立ち入り取材をしていたのであり、本件屋上で取材をすることで何の危険も生じない。また、本件屋上への立入りについて身元及び入退出の確認は全く厳格にされておらず、少なくとも、被控訴人記者会の加盟メディアの

関係者であれば、自由に本件屋上に立ち入ることができている。この点で、原判決は、本件屋上の使用状況という重大な事実について事実誤認がある。

イ 被控訴人記者会事務局長は、本件屋上の利用について、被控訴人記者会に加盟するメディアのみが利用でき、インターネットメディアの利用を認めていないことを明言し、被控訴人記者会自身が被控訴人記者会に加盟しないメディアやインターネットメディアを一律に排除していることを認めていて、何らかの意図があつてインターネットメディアである控訴人の利用を拒否したことは明らかである。被控訴人記者会が不正な動機により控訴人による本件屋上の使用を拒んだものであることが証拠上うかがわれないう旨の原判決の認定は、控訴人の提出した証拠を無視したもので審理不尽であり、事実誤認である。上記事務局長は、インターネットメディアの取材に応じ、記者の「ライバルはできるだけ排除したいということですか。」という質問に対し、「というのは、おそらく否定できないでしょうね。」と答えているところ、これは、売上げのライバルとなるインターネットメディアの取材はできる限り排除するという不正な動機に基づき控訴人の使用申請を拒絶したことを自認したものである。本件屋上の使用許諾を求められた場合の諾否の基準が定められ、その基準に基づいて控訴人の申請が拒絶されたならまだしも、単に基準が設定されていないことを動機が不正でないことの根拠とするのは、論理が破綻している。基準の不存在はむしろ不正な動機があることの根拠といえるはずである。事実、現時点に至るまで基準は定められていないし、本件屋上の使用のあり方について議論が起きた当初こそ、衆議院と被控訴人記者会との間で協議が持たれたが、その後、当該協議が進展した形跡は一切見られない。

ウ 国有財産法18条1項は、行政財産の無償使用を厳格に禁止している。

「新聞記者室」(昭和33年1月7日蔵管第1号第1節第2の2。以下同じ。)に当たるためには、文字どおり「室」でなければならず、建物一棟

を「室」と解することは文言を離れすぎている。法解釈は裁判所の専権であり、通達を超えた解釈が一切許されないわけではないが、無償使用の禁止原則に新たな例外を設ける以上、例外的な法解釈を導くための必要性和相当性が求められ、一般に「新聞記者室」が無償使用禁止原則の例外として許容される理由としては、①建物の一室にとどまるものであれば経済的価値がそれほど高くないこと（相当性）、②広報する行政機関と同一の建物内部にあることで迅速な広報が実現できること（必要性）を挙げることができる。しかし、①本件建物の借地権の経済的価値は年間8億円を超え、建物の一室を1年間借りる場合の経済的価値とは雲泥の差があるし、単に広報実務を円滑に遂行するためであれば、駐車場を貸し出す必要や建物全体の管理を委ねる必要はないし、②本件建物は、国会内部にあるものではなく、国会から迅速な資料提供は行われておらず、迅速な広報は実現されていないし、本件建物で記者会見が行われたことも、衆議院や参議院の速報性の高い情報提供がされたことも、他の施設では配布されていない資料が配布されたこともないなどしているのであって、本件建物は、これに当てはまらない。また、過去50年間以上にわたり、本件建物がどの程度広報に役立っているのか、年間8億円を支出する価値があるかなど、「効率的な運用」の有無が検討された形跡は皆無である（国有財産法9条の5、10条1項参照）。原判決の認定は、国有財産法18条1項に違反しているし、原判決は、安易に実態と異なる使用目的を認定して同条6項に基づく例外を認めてしまったという法令違反がある。

(2) 被控訴人国の主張

ア 控訴人は、本件屋上が被控訴人記者会の加盟社によって取材活動に使用されていたこと、本件建物において立入者の身元及び入退出の確認が厳格に行われていないことなど本件建物の使用状況を根拠として、控訴人の本件屋上の使用を認めたとしても、安全上ないし業務上の支障は生じない旨

主張するようである。しかし、被控訴人国において、被控訴人記者会の加盟社であるか否かを問わず、本件屋上での取材活動を許可したことはもとより、これを容認したことは一度もなく、被控訴人記者会に対して本件屋上の使用中止を要請するなどしてきたのであって、本件屋上が取材活動に使用された事例については、被控訴人国の許可を得ずに被控訴人記者会の独断で行われたものであるから、そのような事例をもって、本件屋上の取材目的での使用について支障がないということは到底できない。

イ 控訴人は、被控訴人記者会に対する本件使用承認が国有財産法に反する違法なものである旨主張するが、そもそも被控訴人国が被控訴人記者会に対して使用の承認をした範囲に本件屋上は含まれていないのであるから、被控訴人記者会に対し本件建物の使用を承認した行為が適法であるか否かは、本件不許可処分の違法性とは何ら関係がないものというほかなく、控訴人の上記主張は失当である。なお、この点をおくとしても、本件建物は、国会審議の状況等の公共的情報を迅速かつ広範に国民に周知させ、もって国の広報に関する事務を円滑に遂行することを行政目的として設置された公有財産であり、被控訴人国は、当該設置目的（行政目的）達成のため、庁舎管理権に基づき、国有財産法上の使用収益とはみなさないことができる施設である「新聞記者室」として、被控訴人記者会に対して適法に本件建物の使用を承認しているものである。

(3) 被控訴人記者会の主張

ア 前記(1)アは否認ないし争う。被控訴人記者会の加盟メディアは、衆議院から本件屋上を含む本件建物の平常の管理を委ねられている被控訴人記者会の身元及び入退室の確認を受けて、本件屋上での取材を実施している。被控訴人記者会は、国会記者記章、帯用カードの確認、入出簿の記入等により立入者の身元及び入退出の確認を行っており、被控訴人記者会加盟メディアの関係者であれば誰でも本件屋上へ立ち入ることができるものでは

ない。

イ 前記(1)イのうち、被控訴人記者会事務局長の発言内容は認めるが、その余は否認ないし争う。

ウ 前記(1)ウのうち、本件建物が国会内部にあるものではないこと及び本件建物内部で記者会見が行われたことがないことは認め、「効率的な運用」の有無の検討に関する主張は被控訴人国に対するものなので認否せず、その余の主張は否認ないし争う。本件建物は、「新聞記者室」に当たる。「新聞記者室」が無償使用を許容されている理由は、国の広報実務を円滑に遂行するためであり、経済的価値が高くないことや広報する行政機関と同一の建物内部にあることはその理由ないし条件ではない。被控訴人記者会は、国の広報実務を円滑に遂行するために駐車場を含む本件建物の平常の管理を委ねられている。また、被控訴人記者会の加盟メディアは、本件建物で、国会より速報性の高い情報や他の施設で配布されていない資料の提供を受け、国の広報実務を実現している。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件請求は、いずれも理由がないからこれを棄却すべきものと判断する。その理由は、後記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載されたとおりであるから、これを引用する。ただし、当審における当事者の立証を踏まえ、原判決14頁21行目の「乙イ7」の前に「甲49,」を、15頁8行目の「12」の次に「, 乙ロ3, 4」をそれぞれ加える。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、前記第2の3(1)アのとおり、被控訴人記者会の加盟メディアは自由に本件屋上に立ち入っており、危険もない旨主張する。

しかし、本件屋上は、被控訴人記者会に対する使用承認の範囲外であり、控訴人主張のとおり、被控訴人記者会の加盟メディアが本件屋上へ立ち入っ

ているとしても、それが被控訴人国の許諾の下に行われたと認めるに足りる証拠はなく、本件屋上が中継、撮影を行うことを用途として予定していない構造であることは、原判決説示（原判決14頁21行目から15頁13行目まで（補正後のもの））のとおりであり、この点について原判決に事実誤認はない。

- (2) 控訴人は、前記第2の3(1)イのとおり、被控訴人記者会は不正な動機により控訴人の本件屋上の使用を拒否した旨主張する。

しかし、前記（原判決引用）のとおり、衆議院庶務部長に対する被控訴人記者会の回答は、官邸前取材者の安全や近隣の公的機関との関係に影響を及ぼすおそれがあることから、許可することはできないというものであって、被控訴人記者会は、不正な動機の存在を否定しており、控訴人が指摘する甲51の1・2中の被控訴人記者会の事務局長の発言の記載は、その全体を読めば、同人が個人の意見を述べたものと理解されるのであり、ネットメディアに対する諾否の基準がその後も定められていないことをもって被控訴人記者会が不正な動機により本件使用拒絶をしたということもできない。

- (3) 控訴人は、前記第2の3(1)ウのとおり、原判決説示が国有財産法の解釈を誤るものである旨主張する。

しかし、本件建物につき被控訴人記者会に無償使用を認めることは国有財産法18条1項、6項に違反するものではなく、この点についての控訴人の主張は、独自の法解釈に基づくものであって採用することができない。前記（原判決引用）のとおり、そもそも本件使用承認の使用承認範囲に本件屋上は含まれておらず、被控訴人国の被控訴人記者会に対する本件使用承認の適否は、本件不許可処分 of 適否に直接影響するとはいえず、この点に関する当審における被控訴人らの主張をも踏まえれば、控訴人の上記主張は、前記判断に影響しない。

第4 結論

よって、原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がない。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 高 野 伸

裁判官 田 辺 暁 志

裁判官瀬戸口壯夫は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 高 野 伸

これは正本である。

平成27年4月14日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 伊藤

